

いじめの未然防止、早期発見・早期対応のポイント

○ 法に基づいた対応を行うことが重要です

いじめの定義の理解 いじめ防止対策推進法第2条 ☞いじめ問題対応マニュアル(R7改訂版)2を参照

いじめ防止対策推進法第2条では、「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とあります。※「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒のことです。

組織的な体制 いじめ防止対策推進法第23条

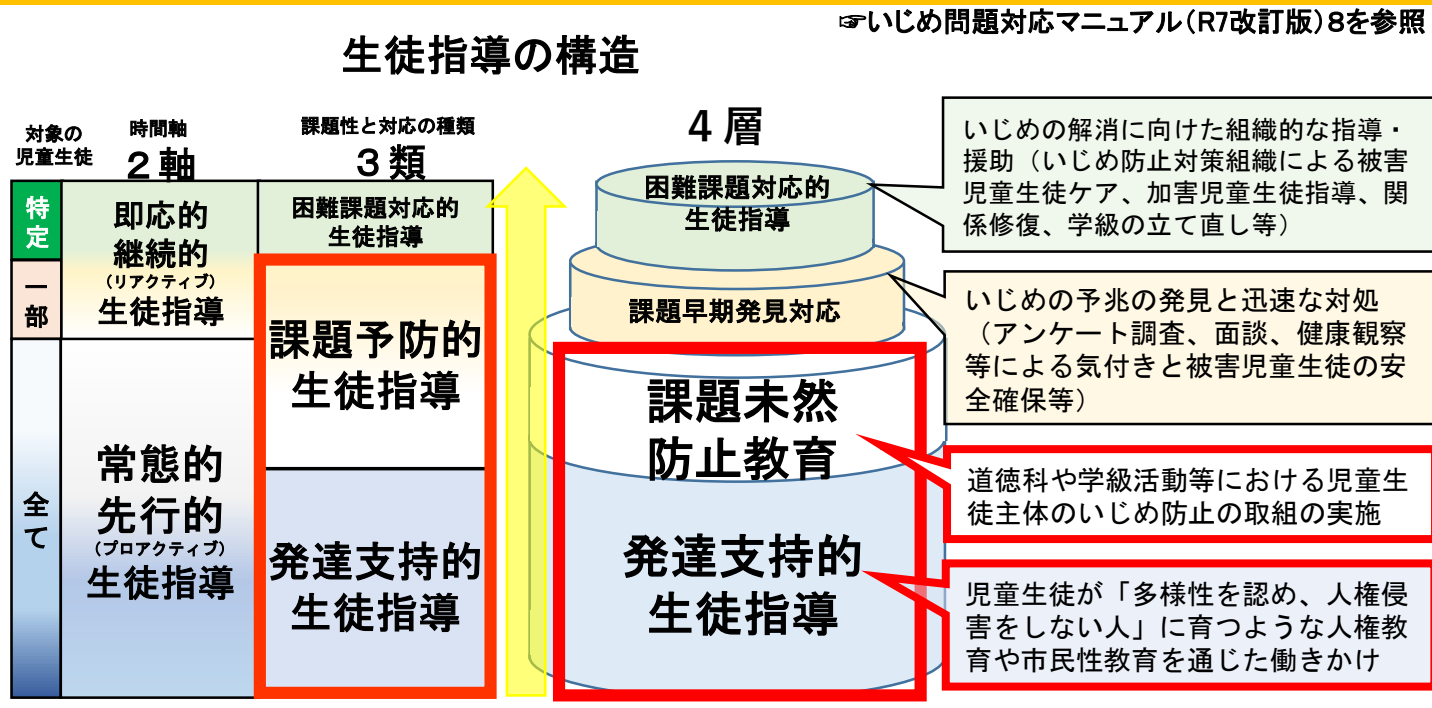
いじめ防止対策推進法第23条では、「学校は、事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。」とあります。

○ いじめを生まない環境づくりを行うことが重要です

生徒指導の実践上の視点を踏まえた教育活動

自己存在感の感受	ありのままの自分を肯定的に捉える自己肯定感や、他者のために役立った、認められたという自己有用感を育むことが重要です。
共感的な人間関係の育成	自分の感情を表現すること、他者の感情を理解すること、そして、お互いを尊重しながら関わることで、認め合い、励まし合い、支え合える学級集団につながります。
自己決定の場の提供	自ら考え、選択し、決定する、発表する、制作する等の経験が自己指導能力の獲得につながります。
安心・安全な風土の醸成	お互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活が送れるような風土を、みんなでつくり上げることが重要です。

生徒指導の構造を踏まえた発達支持的生徒指導、課題未然防止教育の充実



いじめ対応のフロー図

いじめ(疑い含む)の情報を把握



「学校いじめ対応一覧」に入力

初期
対応

調査・事実確認

- ・個別の聴き取り
- ・アンケート調査等
- ・欠席状況の確認 等

児童生徒への指導・支援

- ・見守り体制や配慮
- ・謝罪の気持ちの醸成
- ・SCやSSWとの連携 等

保護者への対応

- ・事実、対応方針の説明
- ・心情の理解
- ・意向の確認 等

校内いじめ防止対策委員会 <定例>

「学校いじめ対応一覧」にある事案の状況や対応の経過を校内で共有

対応が長期化している場合などは、
「いじめ第一報」により、市教委
に報告する

継続指導
経過観察

「学校いじめ対応一覧」を翌月の10日までに
市教委に提出する。

学校	学年	性別	氏名	被害者	加害者	事案概要	対応状況	経過観察	報告	備考
1	4	男	山田 太郎	山田 太郎	山田 太郎	いじめ	継続指導	経過観察	報告	
2	4	男	山田 太郎	山田 太郎	山田 太郎	いじめ	継続指導	経過観察	報告	
3	4	男	山田 太郎	山田 太郎	山田 太郎	いじめ	継続指導	経過観察	報告	
4	4	男	山田 太郎	山田 太郎	山田 太郎	いじめ	継続指導	経過観察	報告	
5	4	男	山田 太郎	山田 太郎	山田 太郎	いじめ	継続指導	経過観察	報告	
6	4	男	山田 太郎	山田 太郎	山田 太郎	いじめ	継続指導	経過観察	報告	
7	4	男	山田 太郎	山田 太郎	山田 太郎	いじめ	継続指導	経過観察	報告	
8	4	男	山田 太郎	山田 太郎	山田 太郎	いじめ	継続指導	経過観察	報告	
9	4	男	山田 太郎	山田 太郎	山田 太郎	いじめ	継続指導	経過観察	報告	
10	4	男	山田 太郎	山田 太郎	山田 太郎	いじめ	継続指導	経過観察	報告	
11	4	男	山田 太郎	山田 太郎	山田 太郎	いじめ	継続指導	経過観察	報告	
12	4	男	山田 太郎	山田 太郎	山田 太郎	いじめ	継続指導	経過観察	報告	
13	4	男	山田 太郎	山田 太郎	山田 太郎	いじめ	継続指導	経過観察	報告	
14	4	男	山田 太郎	山田 太郎	山田 太郎	いじめ	継続指導	経過観察	報告	
15	4	男	山田 太郎	山田 太郎	山田 太郎	いじめ	継続指導	経過観察	報告	
16	4	男	山田 太郎	山田 太郎	山田 太郎	いじめ	継続指導	経過観察	報告	
17	4	男	山田 太郎	山田 太郎	山田 太郎	いじめ	継続指導	経過観察	報告	
18	4	男	山田 太郎	山田 太郎	山田 太郎	いじめ	継続指導	経過観察	報告	
19	4	男	山田 太郎	山田 太郎	山田 太郎	いじめ	継続指導	経過観察	報告	
20	4	男	山田 太郎	山田 太郎	山田 太郎	いじめ	継続指導	経過観察	報告	

下記に該当するいじめの事案を把握

- 被害児童生徒が、いじめにより欠席したり、関係児童生徒が別室を一定期間利用したりした事案
- ひどくぶつかられたり叩かれたり、蹴られたりするなどの暴力を受けた事案
- 高額な金品を強要された、又は継続により被害が高額になった事案
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりなど、継続的に被害が続いている事案
- インターネットやSNSを通じた誹謗中傷等が拡散した事案
- 被害児童生徒が、自傷行為や自殺を企図した事案、性的な被害が生じている事案
- 関係児童生徒及び保護者等との対応が長期化している事案
- 警察や医療、福祉機関等と連携して対応した事案
- その他、保護者から市教育委員会に相談があった事案や、市教育委員会との連携が必要と判断した事案

直ちに「いじめ第一報」を作成

校内いじめ防止対策委員会 <緊急>

いじめの状況を共通理解し、組織的に対応

初期
対応

調査・事実確認

児童生徒への指導・支援

保護者への対応

緊急性があるものは、
市教委に電話連絡をする

継続指導
経過観察

「学校いじめ対応一覧」に入力

3ヶ月を目安に状況確認し、「いじめ続報」を市教委に提出

解消の
判断基準

- いじめに係る行為は止んでいるか
- いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないか

その後の状況を定期的(毎月)に確認し、「学校いじめ対応一覧」に入力

○ 関係機関等との連携を行うことが重要です

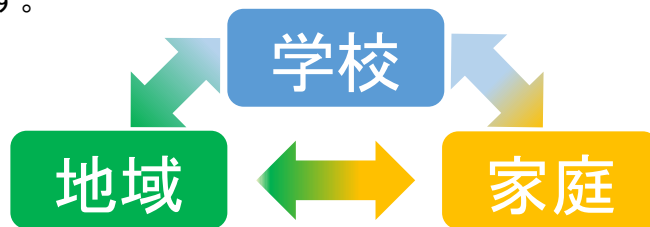
いじめ問題対応マニュアル(R7改訂版)15を参照

警察との連携

重大ないじめ事案や犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合には、直ちに警察に相談・通報を行います。
※いじめ防止対策推進法第23条

- ◆学校だけで解決が困難な事例に関しては、教育委員会や警察、地域等の関係機関との連携が不可欠です。
- ◆連携を図るためには、管理職や生徒指導担当・教育相談コーディネーター、またSSWが中心となって関係機関等とつながり、日頃から情報交換をしておくなど、「顔の見える連携」を大切にしましょう。

スクールロイヤーの活用
法的側面からのいじめ予防等に関する授業及び教職員研修、法的相談への対応をします。



- ◆医療・福祉・司法など地域の関係機関とつながることが重要です。
- ◆犯罪行為に対しては、スクールサポーターや所轄警察署と連携して対処していきます。
- ◆学校運営協議会での取組を進めます。
- ◆多様な人間関係を経験し、地域に見守られているという安心感を抱くような働きかけを行っていきます。

- ◆被害者の保護者はもとより加害者の保護者との連携を図ることが、いじめの解消と再発防止につながります。
- ◆日常生活の中で「いじめはしない」という感覚を身に付けるように働きかけることが大切です。
- ◆学級懇談会や通信等で学級の様子を共有し、関係を築いていきます。

○ ネット上(SNS含む)のいじめへの対応について

いじめ問題対応マニュアル(R7改訂版)16を参照

ネット上(SNS含む)のいじめやトラブルについては、**不特定多数の人がその情報を見聞きすることができるため、被害が拡大し**、学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、**書き込みや画像の削除等の対応は、警察等の専門機関との迅速な連携が必要**になります。

日頃からの情報モラル教育など、いじめ・トラブルの未然防止の取組が何より重要となります。

【特徴】

- ネット上(SNS含む)のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため、児童生徒が行動に移しやすい一方で、一度ネット上(SNS含む)で**拡散してしまいたいじめに係る画像、動画等の情報を完全に消去することは極めて困難であること**
- 一つの行為がいじめを受けた児童生徒にとどまらず、**学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があること**
- ネット上(SNS含む)のいじめは、**刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求対象となり得ること**

ネット上の誹謗中傷等への対応に特化したサイト

・誹謗中傷ホットライン
・インターネット違法・有害情報相談センター
・警察庁インターネット安全・安心相談サイト

対応に困ったら相談を

みんなの人権110番
大分地方方法務局人権擁護センター
0570-003-110

わいせつ事案等に係るいじめは、被害の拡大を防ぐため、直ちに警察に相談・通報します

いじめ問題への対応に関する自己評価票			あてはまる	だいたいあてはまる	あまりあてはまらない	あてはまらない
1	法令の認識	「いじめ防止対策推進法」の内容を把握している。				
2	いじめの定義の認識	いじめの定義に基づいたいじめの認知に努めている。				
3	不登校重大事態の認識	不登校の要因について、保護者と共有するとともに、連携協力できる関係づくりに努めている。				
4	学校基本方針の認識	自校の「学校いじめ防止基本方針」を定期的に確認している。				
5	課題意識	児童生徒に対し、いじめは人権侵害であり、人間として絶対に許されない行為であることを指導している。				
6	組織的な体制	管理職・生徒指導担当を中心に組織的な体制がとれている。				
7	管理職等への報告	いじめと疑われることが起きた場合、自分一人で抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、直ちに管理職や「いじめ防止対策委員会」に報告している。				
8	教職員の研修	いじめ対応に関する校内研修が具体的な事例をもとに計画的に行われている。				
9	いじめの発見	日常的な観察はもとより、教育相談やアンケート調査、学級集団検査等を活用して、いじめの積極的な早期発見に努めている。				
10	いじめへの対応	いじめについて訴えがあったときは、自校の「学校いじめ防止基本方針」に基づき、迅速に関係児童生徒への聞き取り等を行い、状況把握に努めている。				
11	保護者との連携	事実確認の結果や学校の指導・支援の方針について、関係保護者に連絡・相談するなど連携して対応している。				
12	児童生徒全体への取組	道徳科、学級活動等において、いじめに関わる問題を取り上げ、指導を行っている。				
13	引継ぎによる情報共有	引継ぎシートや各種報告書(「学校いじめ対応一覧」、「いじめ第一報」等)を活用し、学年間や学校種間で事案の指導の経過や保護者の意向等の引継ぎを丁寧に行っている。				
14	継続した指導・支援	いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、該当児童生徒への声かけや保護者との連携に努めるなど、再発させないための指導・支援を行っている。				
15	教職員の言動	教職員として、自身の言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう細心の注意を払っている。				
16	関係機関との連携	いじめの把握や対応に当たっては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の校内の専門家や、こども家庭支援センターや警察等の関係機関との連携に努めている。				
17	保護者・地域への情報発信	自校においては、いじめ問題に関する学校の指導方針について、ホームページや通信、懇談会等を通じて、保護者・地域社会に積極的に情報を提供し、連携協力できる関係づくりに努めている。				